

開催日時	2024年11月27日	17:00—18:30
講師	今田克己	今田包装技術企画 代表（包装専士）
テーマ名	食品接触包材の安全性 事前学習: 緩い・遅い日本の基準 (1) 容り法・プラ資源循環法の現状 (2) 改正食品衛生法(日本)での規制 (3) リサイクル樹脂の取扱い (欧米の基準)	出席者(敬称略・順不同) 【対面】 平田達也、今田克己、清水太一、堤正一、山本高之、小谷聖(以上関西理事)、 【Web】 松田充広 【欠席】 岡美奈(出張)
内容	包材の安全性は食品衛生法の改正とともにポジティブリストが導入され、プラスチックについてはやっとならと議論できるようになってきたが、まだ、世界標準には及ばない。サーキュラーエコノミーの観点からプラスチックのリサイクルを推進するため、「プラスチック資源循環法」が制定されたが、緒についた段階であり、社会循環とはほど遠く、欧米より10年以上遅れている。再資源の循環を進めるにはリサイクル樹脂の衛生性と安全性を担保し、食品接触包材として活用しないと量的に社会循環していかない。あわせて食品に直接触れる印刷インキの安全性にも触れ、欧米の状況と日本の現状をみて、課題が何であるか、考察する。	
講義の状況 (写真等)	<p>【改正食品衛生法の課題】</p> <p>① Positive Listに収載されていなくても、5年間の経過措置として、現在使用実績のある物質は暫定的にPL収載済みと同様に使用可能となっている。PL(2023年最新版)と追補はすでに完成しているが、経過措置の終了時点(2025年5月31日)までと6月1日からは他の改正内容も含めて別物と考えて対処すべき。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>◇5年後(経過措置終了後)</p> <p>Positive List(2020.4.収載済) → PL収載継続</p> <p>経過措置 継続確認既存物質 List → PLに正式収載</p> <p>(安全性評価前) → PLからはずされる物質</p> <div style="text-align: right;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">2025年5月までの食衛法</div>  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">2025年6月からの食衛法</div> </div> </div> <p>② PLの国際標準性は担保されるのか。⇒ No.だが、  <span style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">後に欧米のPL掲載物質も容認することになったようである</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 食品用器具には食品に直接触れるもの、即ち、乳幼児用食器・玩具、充填機部品/配管、電気調理器具のプラスチック部品もPL規制に含まれるため、製造メーカーは要注意。</li> <li>◆ 溶出条件が現実的ではない。レトルト想定121°Cが織り込まれていない。現在100°Cを超えたままである。(2013に業界から要望していた)</li> </ul> <p>◇ 食品に接触する紙のPLが未整備。現在は業界自主基準のNLのみ。PLは業界で検討中。国際整合性を考慮すると食品との境のバリア層の設定を明確にする必要がある。  <span style="color: red;">EUではAL foilのみがバリア材として認められている。(PETやVMPETは不可)</span></p> <p>【再生プラスチックの衛生性・安全性】</p> <p>「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」の概要</p> <p>原材料として適切な「リサイクル材料」の要件 (抜粋)</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 規格基準に適合していること(PL制度: 第18条3項)⇒ポジティブリストに適合</li> <li>◆ リサイクル材料が食品用器具及び容器包装に適切なものであることを確認して使用すること(適正製造基準: 第52条第1項、施行規則第66条の5第2項)</li> </ul> <p>その原材料が食品用途の製品の原材料として適切なものであることを確認する必要がある</p> </div> <p>◇ 化学的再生処理:                  汚染物質が十分に除去される場合は、化学的再生処理により再生されたリサイクル材料は、「一次原材料」として扱う → <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">ケミカルリサイクルは基本的にバージン樹脂と同等に扱う</span> ※ケミカルの手法のレベルによっては汚染物質が残る恐れあり</p> <p>◇ 物理的再生処理:                  本指針作成時点において使用が認められているのは、以下の樹脂のみ → <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">メカニカルリサイクルはPSとPETのみ認める</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PS(スチレンが50mol%以上)の重合体</li> <li>・PET(テレフタル酸とエチレングリコールの合計が50mol%以上)の重合体</li> </ul> <p>① プレコンシューマー材料: 消費者に届く前の材料                  この材料より得られたリサイクル材料は、「一次原材料」として扱う → <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">課題</span> → <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">プレコンシューマーの範囲が不明: ????</span>  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">成形工場内リサイクル品(リターン樹脂)</span></p> <p style="text-align: center;">JISQ14021</p> <p>② ポストコンシューマー材料: 消費者に届いた後に廃棄された材料                  人の健康に影響を与えることが無いように適切な管理水準を設定し、これを満たすことを確認しなければならない → <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">成形工場から出荷され流通在庫の材料</span>  <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">内容物を充填後、内容物を破棄したもの</span>  <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">流通から返品されたもの</span></p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>管理水準の設定:                  汚染物質が人の健康を損なうおそれのない量(0.01mg/food·kg)を超えて食品に移行しないための設計・製造確認</p> </div>	